

ディーゼル車の排気ガス対策を求める意見書

ディーゼル車の排気ガスに含まれている粒子状物質は、発がん性や気管支ぜんそく、花粉症などの原因になると指摘されている。このため、本年10月1日から東京都と首都圏3県ではディーゼル車の走行規制を実施し、規制区域内においては粒子状物質の排出基準に適合しないトラックやバスなどのディーゼル車の走行を禁ずる対策を実施している。

この対策を実施するに当たって、東京都は事業者に対する支援策を講じ、また、他の自治体でも補助制度を創設するなどの対策を進めているところである。

国においても、今年度、粒子状物質減少装置導入補助制度の予算及び補助対象を拡大したが、全国の事業者から応募が殺到し予算が不足したため、6月に補助申請の受付を一方的に打ち切ってしまった。厳しい経営状況の中で中小零細事業者が排気ガスの削減に努力しようとしているのに、国が突然補助申請を打ち切ったことは誠に残念なことであると言わざるを得ない。

国民の健康を守る上からも、また、きれいな空気を取り戻すためにも、排気ガス規制をより実効性のあるものにしていくことが不可欠である。

よって、本市議会は、ディーゼル車の排気ガス対策に取り組んでいる地方自治体や事業者を支援するために、国が粒子状物質減少装置導入補助制度の予算を大幅に増額し、速やかに受付を再開するよう要請するものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成15年12月19日

三鷹市議会議長 榛 澤 茂 量